

○ 山梨大学附属図書館細則

制定 平成 28 年 6 月 3 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第37条第3項の規定に基づき、山梨大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、図書、学術雑誌その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集、整理、保存、及び提供し、併せて学術情報システム提供の場として機能することにより、山梨大学における教育及び研究を支援するとともに、地域社会の知的情報基盤としての役割を果たすことを目的とする。

(図書館運営委員会)

第3条 図書館の運営に関する事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(分館運営委員会)

第4条 医学分館の運営に関する事項を審議するため、医学分館運営委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館資料の管理)

第5条 図書館資料は、図書館で管理する。

(図書館の利用)

第6条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 図書館の事務は、学術研究部図書・情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、図書館運営委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
2 山梨大学附属図書館規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から適用する。